栃木県埋蔵文化財センター管理規則

（平成３年３月29日　栃木県教育委員会規則第２号）

（趣　旨）

第１条　この規則は、栃木県埋蔵文化財センター条例（平成３年栃木県条例第４号）第４条の規定に基づき、栃木県埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（資料の貸出し）

第２条　センターの保管する資料（以下「資料」という。）は、学術研究等のために利用しようとする者に対し、貸出しをすることができる。

２　資料の貸出しをうけようとする者は、資料貸出承認申請書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（損害賠償）

第３条　資料の貸出しを受けた者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（考古資料等の寄託）

第４条　センターは、考古資料等の寄託を受けることができる。

２　寄託された考古資料等は、センター所有の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、当該考古資料等の貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。

（委　任）

第５条　この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則　この規則は、平成３年４月１日から施行する。

〔別記様式〕

資料貸出承認申請書

年　　月　　日

栃木県教育委員会　様

申請者　住所

氏名　　印

（電話番号）

下記のとおり資料の貸出しを受けたいので申請いたします。

記

1　利用目的

2　申請資料

3　希望期間

4　貸出しを受けた後の利用場所

5　利用方法

6　輸送方法

7　取扱責任者

（文化財課）